死亡届を提出された後の手続について

田上町役場町民課　℡５７－６１１５

★手続きには期限はありませんが、おおむね１か月以内にお手続きください。

★手続きの内容が多岐にわたるため手続きに 1～2 時間ほど時間を要します。余裕をもってお越しください。

★役場閉庁日に出された死亡届については、処理が休み明けになります。除籍された戸籍謄本、除かれた住民票等取得可能まで日数がかかりますのでご了承ください。

お持ちいただくもの

□　葬祭費の請求等　①後期高齢者医療被保険者の方・・・・**後期高齢者医療被保険者証**
預金通帳（葬儀執行者（喪主）の名義及び配偶者・相続人名義）
認印

②国民健康保険被保険者の方・・・・・**国民健康保険証**
預金通帳（葬儀執行者（喪主）の名義）
認印

③社会保険・共済保険被保険者の方・・・ 職場での手続となります。

□　介護保険関係　保険料が還付になる場合があります。・・**介護保険被保険者証**（６５歳以上の方）
預金通帳（配偶者名義、相続人名義）

□　公的年金の死亡届出　①遺族年金請求の方・・・・・・・・ **年金証書**（亡くなられた方及び請求される方）、**マイナンバー通知又はマイナンバーカード（請求される方のもの）**、戸籍謄本、住民票、所得証明等が必要になります。詳しくは、お住まいの地域の年金事務所へおたずねください。
（請求者の住所地の年金事務所での手続となります。）
＜参考：三条年金事務所　℡　0256-32-2820＞

②未支給年金請求の方・・・・・・・・・ **年金証書、マイナンバー通知又はマイナンバーカード、**戸籍謄本、住民票、請求者の預金通帳等必要になります。詳しくは、お住まいの地域の年金事務所又は役場町民課へおたずねください。
（請求者の住所地の年金事務所での手続となります。）

③共済年金等受給者の方・・・・・・・・ 共済組合等へ直接お問い合わせください。

※　その他、**印鑑登録証・身体障害者手帳・**各種**受給者証**等、手元にありましたらお返しください。

※　マイナンバー通知、写真入りのマイナンバーカード等は返還の義務はありません。個人の保険請求等手続きが全て終わった後に返還または破棄願います。